

令和6年度 奈良県高校生等奨学給付金

しょうがくきゅうふきん

国公立用
令和6年度
新入生向け



前倒し支給



○奈良県教育委員会では、国公立高等学校等へ通う高校生等がいる非課税世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため返還不要の奨学給付金を支給しています。

○特に負担の重い新入学の時期に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対し奨学給付金の一部(4月～6月分相当額)の前倒し支給を行います。

※残りの4分の3の額を受給するためには、7月にもう一度申請手続きが必要です。ただし、一度の申請で年額の支給を希望する場合は、7月に通常分の申請をしてください。

支給要件

令和6年4月1日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

- 保護者等が**奈良県内に住所を有していること**
※県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください
- 保護者等**全員**の道府県民税及び市町村民税の**所得割が0円**(非課税)、または**生活保護受給世帯**(生業扶助)であること(均等割は1円以上でもOK)
- 高校生等が国公立の学校等に在学し、**令和6年度の入学者**であること
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給(授業料支援)を受ける資格を有する者であること。(高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校専攻科修学支援金の補助対象となる者も含まれる。)

【注意事項】

- ※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
- ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く)が措置されている場合は対象外です。
- ※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税及び市町村民税の所得割が確認できない場合は対象外です。
- ※1人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

支給額

		年額予定額	前倒し支給 (今回支給額)	7月以降 給付予定額
生活保護(生業扶助)受給世帯		32,300円	8,075円	24,225円
非課税世帯	第一子	122,100円	30,525円	91,575円
	第二子以降	143,700円	35,925円	107,775円
	通信制・専攻科	50,500円	12,625円	37,875円

※支給額は、令和6年3月時点での予定額です。

必要書類

申請区分に応じて、以下の書類を提出してください。

	申請書※	生活保護 受給証明書	課税証明書	扶養を確認する 書類	口座振替 申出書
①生活保護受給世帯	●	●			●
②非課税世帯【第1子】	●		●		●
③非課税世帯【第2子以降】	●		●	●	●

上記の申請書様式については、**在学する高等学校等の事務室等**で配布されます。また、県教育委員会事務局学校支援課のホームページからダウンロードすることもできます。

※申請書は必ず両面印刷してください。

提出方法

必ず各学校で定める提出期限内に、**在学校に**提出してください。

在学する高等学校等から県教育委員会への提出となります。(提出期限後は受付できません)

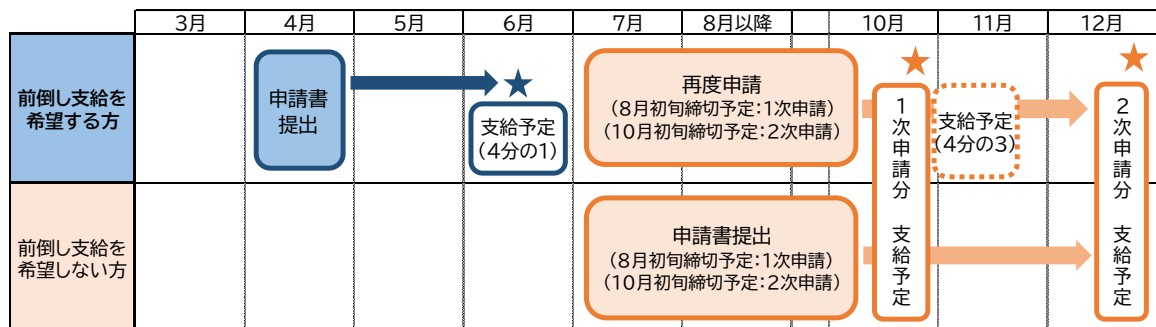
◆ダウンロードはこちらから→

奈良県 国公立奨学給付金

検索

支給スケジュール

前倒し支給が認定された場合、6月中旬ごろに支給します。ただし、残額を受け取るためには、再度申請が必要です。



前倒し支給では、令和5年度の課税証明書により審査しますが、7月の申請では、令和6年度の課税証明書であらためて審査します。

前倒し支給は希望する方のみです。

前倒し支給を申請しなくても、令和6年7月頃に通常の給付金(年額一括給付)の申請をしていただき、要件を満たしていることが認定されれば年額が一括支給されます。



高等学校等就学支援金



今回はこちらの制度

高校生等奨学給付金



各種奨学金(貸与)

この給付金は、国公立の高等学校等に在学している高校生等向けのものです。
詳細については、**在学する高等学校等の担当者までお問い合わせください。**

奈良県教育委員会事務局 学校支援課授業料奨学金係